

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ</p> <p>(2) 国際交流プラザ</p> <p>(3) 人権・男女共同参画プラザ</p> <p><u>(4) 消費生活センター</u></p> <p><u>(5) 情報プラザ</u></p> <p><u>(6) 行政サービスコーナー</u></p> <p><u>(7) 駅前子育て交流ひろば</u></p> <p><u>(8) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</u></p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民活動支援に係る総合窓口</p> <p>(2) 市民活動支援に係る情報の収集及び提供並びに相談</p> <p>(3) 市民活動団体の育成及び自立の促進</p> <p>(4) 国際交流事業の推進</p> <p>(5) 人権・男女共同参画事業の推進</p> <p><u>(6) 消費生活事業の推進</u></p> <p><u>(7) 行政サービス及び市民相談業務の提供</u></p> <p><u>(8) 住民相互の交流及び地域の活性化を図る活動場所の提供</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務(使用時間)</u></p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ</p> <p>(2) 国際交流プラザ</p> <p>(3) 人権・男女共同参画プラザ</p> <p><u>(4) 情報プラザ</u></p> <p><u>(5) 行政サービスコーナー</u></p> <p><u>(6) 駅前子育て交流ひろば</u></p> <p><u>(7) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</u></p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民活動支援に係る総合窓口</p> <p>(2) 市民活動支援に係る情報の収集及び提供並びに相談</p> <p>(3) 市民活動団体の育成及び自立の促進</p> <p>(4) 国際交流事業の推進</p> <p>(5) 人権・男女共同参画事業の推進</p> <p><u>(6) 行政サービス及び市民相談業務の提供</u></p> <p><u>(7) 住民相互の交流及び地域の活性化を図る活動場所の提供</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務(使用時間)</u></p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用時間	(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用時間	(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
施設	使用時間												
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)												
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)												
施設	使用時間												
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)												
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)												

(3) 消費生活センター及び行政サービスコーナー	午前 10 時から午後 6 時まで
(4) 前 3 号以外の施設	午前 10 時から午後 10 時まで

(休所日)

第 3 条の 3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後 6 時から午後 10 時までを除く。) イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(3) 消費生活センター	ア 毎月奇数週の土曜日 イ 日曜日 ウ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 エ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(4) 前 3 号以外の施設	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

以下省略

(3) 行政サービスコーナー	午前 10 時から午後 6 時まで
(4) 前 3 号以外の施設	午前 10 時から午後 10 時まで

(休所日)

第 3 条の 3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後 6 時から午後 10 時までを除く。) イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
(3) 前 2 号以外の施設	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

以下省略